

首都圏プロモーション（TOKYO BASE 096 交流会）業務委託
基本仕様書

1 業務名

首都圏プロモーション（TOKYO BASE 096 交流会）業務

2 業務目的

令和2年（2020年）2月に発足した首都圏から熊本市を応援する組織『TOKYO BASE 096』（以下『TB096』という。）の年に1度の象徴的な交流イベントとして、『TOKYO BASE 096 交流会』を都内で開催する。

本交流会は、参加者間の交流とネットワークの構築を促進するとともに、新規会員の獲得、並びに組織の更なる活性化を目的とする。

※TOKYO BASE 096とは

首都圏に住む熊本市の出身者やゆかりのある方、熊本市が大好きという方が集まり、首都圏から熊本市を応援したいという想いでつくった、熊本市東京事務所が事務局の組織のこと。

会員数は496名（令和7年（2025年）5月末時点）。

3 履行場所

東京都内

4 履行期間

契約締結の日から令和8年（2026年）2月28日（土）まで

5 業務内容

【開催日程】

○日付 以下の日付のうち、いずれか1日間とすること。

- ・令和7年（2025年）10月25日（土）
- ・令和7年（2025年）10月29日（水）
- ・令和7年（2025年）11月11日（火）
- ・令和7年（2025年）11月12日（水）

なお、開催日については、契約候補者決定後に本市と協議の上で決定する。また、本市側出席者の都合や開催場所の確保等の事情により、上記候補日での開催が困難となった場合は、履行期間の範囲内で別途協議することとする。

○時間 18:30～20:30（予定）

（1）参加者募集の広報

主にTB096の既存会員を対象に参加者を募集するとともに、新規会員の獲得を目指し、首都圏に在住する熊本出身者や熊本にゆかりのある方、熊本を愛する方（例えば、熊本にずっと行ってみたい方、熊本が好きで何度も訪れている方、熊本の料理やお酒が大好きな方など。学生から社会人、退職された方まで世代は問わない。）も募集対象とすること。なお、既存会員の参加者募集については、本市にて以下のSNSアカウントを用いて行うため、提案者においては、これ以外の広報展開や申し込み方法について提案すること。

・「TOKYO BASE 096」Facebookアカウント

アカウント名：@kumamotoshimeetstokyo

<https://m.facebook.com/kumamotoshimeetstokyo>

- フォロワー数：3, 532（令和7年（2025年）5月12日現在）
- ・「TOKYO BASE 096」Instagramアカウント
アカウント名：@kumamotoshi_meets.tokyo
https://www.instagram.com/kumamotoshi_meets.tokyo/
フォロワー数：3, 677（令和7年（2025年）5月12日現在）
 - ・「TOKYO BASE 096」LINEアカウント
アカウント名：TOKYO BASE 096
https://liff.line.me/2002047292-RkMBBvrw/?traffic_source_analyses_id=0cb1c0b3-82dd-496d-8dfe-b031b427f77b&store_id=null

参加申し込み方法にあつては、TB096の既存会員の参加を優先できるよう、TB096の既存会員の先行受付期間を設けるなどの工夫を行うこと。

（2）開催場所

参加者約140名（うち運営スタッフ20名を含む）の収容が十分に可能で、高い集客力を有し、飲食の提供が可能な東京都内の会場を選定し確保すること。なお、ステージやプロジェクター、マイク等が設置されている、または設置できる場所とすること。開催場所の候補を提案書に記載すること。

※開催場所は契約候補者決定後に本市と協議の上で決定する。

（3）イベント全体の企画運営

- ① 参加者間の交流とネットワーク構築を促進する取組の企画運営
参加者間の交流とネットワークの構築（異業種間や世代間の交流など）を本事業の核心的要素とし、この実現に向けた企画および運営内容を提案書に盛り込むこと。詳細は、契約候補者決定後に本市と協議の上で決定する。
- ② イベント全体の企画運営
イベント全体の事前調整と当日の運営等の一式を行うこと。当日のプログラム案を提案書に記載すること。プログラムには、本市が行うTB096の活動報告や、本市の最新情報の紹介の時間を盛り込むこととし、その他について提案すること。
参加者間が自由に交流できる時間も十分に確保すること。
- ③ 飲食の提供
熊本産の食材等（ふるさと納税の返礼品を含む）を使用した飲食メニューの作成や配膳を含む提供、イベント実施に係る調整を行うこと。飲食メニューに使用する熊本産食材の手配調整（食材の配送料、手配に係る諸経費を含む。）を行うこと。なお、飲食の提供は、約130名分（参加者120名＋TB096学生スタッフ10名）で想定すること。
- ④ ステージイベントの企画運営
ステージイベントを企画運営すること。例えば、熊本市長や熊本市親善大使等の著名人を活用するなど、集客や参加者の満足度の向上に寄与するような内容とすること。企画案を提案書に記載すること。なお、熊本市親善大使等の著名人の招聘やメイク、交通費等の費用は委託金額の範囲内で対応すること。熊本市長や熊本市親善大使等が出席する場合、控室を手配すること。
※参考（昨年度の取組）：熊本市長とのトークセッション
- ⑤ ブースの設置
会場内には、本市および地元企業等のPRを目的としたブースを設置すること（4～6ブースの設置を想定）。なお、ブースの設置数および配置範囲を考慮の上で、設置後も参加者が円滑に交流できる十分なスペースを確保すること。
※想定：本市の観光・ふるさと納税・移住等のPR、地場企業によるサンプリングなど

⑥ 広報用チラシの制作

本交流会の広報展開のためのチラシを制作すること。チラシの内容等については、本市と協議の上で決定すること。チラシのサイズはA4で、印刷部数は200部ほどを想定しており、本交流会の参加募集開始までに印刷した成果品と、印刷用のデータを本市に納品すること。

⑦ 会場の装飾

参加者が熊本の魅力を感じられるよう、温かみのある照明や熊本の風景写真等を取り入れた装飾を施し、懐かしさや親しみを感じられる空間づくりを行うこと。

また、本交流会のポスターを制作し、会場内に設置すること。ポスターの内容等については、本市と協議の上で決定すること。ポスターのサイズはB1で、印刷部数は5部ほどを想定しており、本交流会開催の1週間までに印刷した成果品と、印刷用のデータを本市に納品すること。

⑧ 手土産の手配

本市と協議し、参加者への手土産等の準備を行うこと。

土産物については、主に協賛にて手配すること。

⑨ 参加費の設定や徴収

参加者から参加費（食事代相当額）を徴収すること。参加費以外の会場使用料やその他運営に係る費用等は本業務委託の範囲内で対応すること。

なお、学生の参加を促すため、学生の参加費は社会人よりも低く設定するなどの工夫を行うこと。

提案書には、参加費の想定金額と、支払方法（例：申込時に電子決済など）を記載すること。

見積書には、支出費用および収入（参加費の想定額）を明記し、支出費用から収入を差し引いた金額を見積金額として算出すること。

参加費の金額は契約候補者決定後に本市と協議の上で決定する。

⑩ 企画・運営スタッフの手配

TBO96の学生スタッフと連携し、企画・運営を行うこと。当該事業費から学生スタッフには交通費（2,000円程度）を支出すること。

⑪ 協賛パネル等の作成

本市と協議の上で、協賛企業を参加者に紹介するパネル等を作成すること。なお、協賛企業の募集等は本市にて実施する。

⑫ 安全管理

参加者、関係者および第三者の安全を確保するため、イベント賠償責任保険に加入するなど、必要かつ適切な安全管理措置を講じること。

(4) 報告等

協議・報告

- ・本業務の実施内容について、随時協議するとともに、その実施状況を毎月、本市に報告すること。
- ・報告等においては、各業務の取組内容を可能な限り数値化すること。
- ・最終的な検証結果をまとめるとともに、今後の参加者間のネットワーク構築に向けた課題等の整理及びその解決策の提案を行うこと。

6 提案上限額

4,500千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

当該金額は、提案にあたっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、提示した額とは必ずしも一致しない。

7 著作権及び秘密保持に係る留意事項

- (1) 成果品及び本業務の履行に伴い、受託者が新たに撮影又は作成した素材（写真や図・表等）及び成果物に関する全ての著作権は本市に帰属するものとする。受託者は本市に無断でこれらの使用、貸与及び公表等を行ってはならない。また、受託者は、成果物その他本業務の過程で作成された著作物について、著作者人格権を行使しないものとする。
- (2) 作成に当たり、受託者または第三者が権利を有している素材（写真や図・表等）を用いる場合は、成果物の二次利用等が可能となるよう、当該著作物の使用に関する費用の負担を含む著作権処理等を行うこと。
- (3) 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら本市の責に帰する場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- (4) 受託者は本業務にて知り得た情報等については、本市の許可無く他の事業等に使用したり漏らしたりしてはならない。本業務の履行に当たる受託者の使用人等も同様の義務を負い、この違反について受託者はその責を免れない。

8 提出種類

- (1) 業務着手時に以下の関係書類を提出し、本市の承認を得ること。
 - ・ 着手届
 - ・ 業務工程表
 - ・ その他、本市が必要と認めるもの。
- (2) 業務完了時に以下の関係書類を提出し、完了検査を受けること。
 - ・ 完了届
 - ・ 成果品
 - ・ 納品書（物理的な成果品等がある場合のみ）
 - ・ その他、本市が必要と認めるもの。

9 留意事項

- (1) 社会情勢の変化のため、事業実施が不可と判断した際には、協議の上で内容を変更する場合がある。
- (2) 受託者は、本業務の履行にあたって、契約書及び本仕様書に明記のない事項が生じた場合や、疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行うこと。
- (3) 本業務の遂行に際しては、選定委員会で選定された提案書を基に、内容・実施手法等について、修正・調整等を行う場合がある。
- (4) 業務の実施にあたっては、本市と協議し、承認を得ることとし、委託金額の範囲内において実施内容の変更等を指示した場合は、それに従うこと。また、関連する法令等を遵守するものとし、特に個人情報に関する事項については、個人情報の保護に関する法律や同法施行規則を遵守すること。

10 過去実績

〈令和6年度〉

■日時

令和6年（2024年）10月19日（土） 18時～20時

■場所

DRAWING HOUSE OF HIBIYA（東京ミッドタウン日比谷6階）

■実施内容

17時30分：参加者受付開始

18時00分：開会挨拶、乾杯

18時30分：「白岳しろ 坂ノ上茜のぎゃんっ！ラジオ」コラボトーク

19時10分：クイズ大会

19時45分：TOKYO BASE 096 の取組紹介

20時00分：閉会挨拶

■協賛企業（20 社）

ANA あきんど株式会社、株式会社有明のり研究所、熊本県果実農業協同組合連合会、熊本県 酪農業協同組合連合会、熊本国際空港株式会社、熊本バスケットボール株式会社、桂花拉麵株式会社、瑞鷹株式会社、株式会社杉養蜂園、高橋酒造株式会社、医療法人社団東京桜十字、椰野商店、ハイコムウォーター株式会社、株式会社ひかりてらす、有限会社浩之昂、株式会社ふくとく、株式会社フンドーダイ、株式会社 M I X I 、株式会社 W a g a M a m a

■参加者数

約120 名（うち45名が会員）

1.1 担当部局・問い合わせ先

熊本市東京事務所

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-4-1 日本都市センター会館9階

電話：03-3262-3840（直通） F A X：03-3237-1090

電子メール：toukyoujimusho@city.kumamoto.lg.jp